

職員の懲戒処分を行ったので、下記のとおり公表いたします。

このような事態がありましたことを、市民の皆様に心よりお詫び申し上げます。

令和8年2月5日

白石市教育委員会

教育長 半 沢 芳



白石市長 山 田 裕



記

1 処分対象者及び処分内容等

- (1) 被 処 分 者 主事 50歳代
- (2) 処 分 内 容 戒告
- (3) 処分年月日 令和8年2月1日
- (4) 監督責任等 事案発生当時の所属長1名への文書による厳重注意

2 事案の概要

被処分者は、令和7年7月10日、市教育委員会が委嘱している相談員への報酬について、令和7年3月頃に支払すべき報酬に関する財務会計システムの事務処理を遺漏したことにより、相談員7人に対する報酬として合計109,200円が未払の状態となっていたことが発覚し、公務の運営に支障を生じさせる事態を起こしました。

また、被処分者は不適正な事務処理により、令和2年12月25日付けで減給1月（10分の1）の懲戒処分を受けており、再度、不適正な事務処理を行った責任は重大です。

このことは、地方公務員法第32条「法令等及び上司の職務上の命令に従う義務」及び第33条「信用失墜行為の禁止」に違反する行為であり、同法第29条第1項第1号（この法律又は地方公共団体の規則に違反した場合）及び2号（職務上の義務に違反し、又は職務を怠った場合）に該当し、白石市職員全体の信用を失墜させる行為であることから、処分等を行ったものです。